

かずさ水道広域連合企業団公告

かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託 公募型プロポーザル方式による募集について

次のとおり公募型プロポーザル方式により事業者を選定するので公告する。

令和4年12月5日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務名 かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託
- (2) 業務委託場所 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市における給水区域・公共下水道区域・地域汚水処理区域・農業集落排水処理施設区域及び発注者が指定する区域
- (3) 履行期間
ア 契約締結日から令和11年3月31日まで
イ 委託業務は令和6年4月1日から令和11年3月31日までを業務期間とする。また、契約締結日から令和6年3月31日までは、システム開発や事務引継ぎを行う移行準備期間とする。
- (4) 業務概要
木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市における水道料金、開閉栓手数料、下水道使用料、地域汚水処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収・検針等に関する業務（受付業務、検針業務、調定請求業務、収納業務、給水停止業務、電子計算処理業務、営業本部業務等）

2 公募型プロポーザル参加資格要件

業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 公告日において、令和4・5年度かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者
- (2) かずさ水道広域連合企業団の定める特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に該当しないこと。
- (3) 令和4・5年度資格者名簿に次の要件すべてに登載されている者
 - ア 登録部門 委託
 - 大分類 その他委託
 - 中分類 メーター検針及び料金徴収業務
 - イ 登録部門 委託
 - 大分類 情報処理
 - 中分類 システム開発・ソフトウェア開発
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の規定に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していること。
- (7) 過去10年以内（平成24年4月1日～令和4年3月31日）において給水人口20万人以上の水道事業体における徴収業務及び検針業務について、2箇年以上にわたり履行実績を有する者であること。

3 公募型プロポーザル方式のスケジュール

別添「かずさ水道広域連合企業団水道料金等徴収検針業務委託公募型プロポー

ザル実施要領」による。

4 添付資料

実施要項関係

- ・ プロポーザル実施要領
- ・ 基準業務量
- ・ 事業者選定基準
- ・ 水道料金等徴収検針業務委託仕様書
- ・ 電子計算処理業務要求水準書

様式関係

- ・ 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ・ プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第2号）
- ・ 受託実績調書（様式第3号）
- ・ 参加辞退届（様式第4号）
- ・ 業務提案書等提出書類確認表（様式第5号）
- ・ 業務提案提出書（様式第6号）
- ・ 提案書様式（様式第7から9-7号）
- ・ 業務提案見積書（様式第10号）
- ・ 積算内訳書（様式第11号）
- ・ プロポーザル質問書（様式第12号）
- ・ プレゼンテーション及びヒアリング出席予定者報告書（様式第13号）

5 問い合わせ先

〒292-0834

木更津市潮見二丁目8番地

かずさ水道広域連合企業団 経理課 契約班

電話 0438(38)4909

FAX 0438(25)1624

URL かずさ水道広域連合企業団ホームページ

<http://www.kazusa-kouiki.jp>